

# 国立高度専門医療研究センター—第3期中長期目標（案）—一覧

資料3

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
<p><b>国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>	<p><b>国立研究開発法人国立循環器病研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>	<p><b>国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>	<p><b>国立研究開発法人国立国際医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>	<p><b>国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>	<p><b>国立研究開発法人国立長寿医療研究センター中長期目標</b></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。</p> <p>令和3年2月0日</p> <p>厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p><b>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割等</b></p> <p>1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け</p> <p>研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念のとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。</p> <p>また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進す</p>

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第1項の規定に基づき、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>	<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>	<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第3項の規定に基づき、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害(以下「精神・神経疾患等」という。)に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>	<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第4項の規定に基づき、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>	<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第5項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの(以下「成育に係る疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>	<p>ること)及び施策目標(国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること)を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。</p> <p><b>2. 法人の役割(ミッション)</b> 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条第6項の規定に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの(以下「加齢に伴う疾患」という。)に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。</p> <p>また、通則法第2条第3項の規定に基づき、国立研究開発法人として、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民</p>
---	---	---	--	---	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 先進的な研究開発として医師主導治験やゲノム解析を実施し、肺がんの原因遺伝子である RET 融合遺伝子について、世界に先駆けて薬剤耐性メカニズムを発見した。また、ゲノム医療</p>	<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 最先端の技術と設備（ハイブリッド手術室4室、心磁図等）を駆使した高度な治療方法についての数多くの実績、重症患者に対する治療効果の高い画期的な医療機器等の開発、世界最高</p>	<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 難病のデュシェンヌ型筋ジストロフィーを対象に、エクソン53スキップにより進行を抑制する、国産初の核酸医薬品、筋ジストロフィー治療薬である NS-065/NCNP-01 が製造販売承認さ</p>	<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会、国際機関等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> <li>国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究及び密接に関連する国際保健医療協力の実施等</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 日本企業と共同で超長期作用型 HIV 感染症治療候補薬 islatravir (ISL/EFdA) を開発し、米国主要企業へ導出、ISL の複数の第Ⅲ相臨床試験を国際共同試験において、センターが</p>	<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 小児難病に対する ES 細胞を用いた再生医療の治験として、ES 細胞から作成した肝細胞を、尿素サイクル異常症で肝不全となった乳児の肝臓への移植が世界で初めて成功した。また、乳幼</p>	<p>経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することとされている。このうち、研究開発及び医療の提供については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度かつ専門的な新しい治療法やその他の治療成績向上に資するための研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等</li> <li>学会等が作成する診療ガイドラインの作成・改訂及び医療の質の向上に必要な指標・根拠に基づく医療（EBM）・個別化医療の確立に資するような研究開発</li> <li>中長期に渡って継続的に実施する必要のあるコホート研究等の研究基盤の整備と NC をはじめとする研究機関間のデータシェアリング</li> </ul> <p>に重点的に取り組むものとする。</p> <p><b>3. 法人の現状及び課題</b> 企業と協働して研究開発を進めている血液 Aβ バイオマーカーは、認知機能が正常な高齢者に生じた初期段階のアミロイド蓄積病変を正確に捉えていることや、アルツハイマー病リスク</p>
--	--	---	---	---	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><u>のハブとして、日本人のためのがん遺伝子パネル検査「OncoGuide™NCC オンコパネルシステム」を先進医療として実施し、令和元年6月に保険適用されたほか、エキスパートパネルの実施方法等を検証するなど、豊富ながん診療と臨床研究基盤に基づき、全国の診療水準向上に資するエビデンスを創出するため臨床研究中核病院として主導的に治験・先進医療の提供に取り組んでいる。また、平成30年6月に新たに開設されたがんゲノム情報管理センターにおいては、令和元年から保険収載されたがん遺伝子パネル検査のゲノム情報と臨床情報を集約して管理運営しており、我が国のがんゲノム医療を支援するとともにデータの利活用を図っている。さらに新薬開発プラットフォームである SCRUM-Japan/Asia における世界最大規模の臨床ゲノムデータベースの構築や、Asia One コンソーシアムを構築し、アジアに多いがん種の予防・診断・治療について国際連携を推進するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、がんその他の悪性新生物の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、がんその他の悪性新生物克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</u></p>	<p><u>峰の学術誌での研究成果の公表など、国際的にみても、卓越した成果を挙げた。また、2,000名以上のレジデント経験者が全国で活躍するとともに、高度で特殊な治療である心臓移植、tPA（血栓溶解療法）、BPA（バルーン肺静脈形成術）等について主導的な役割を果たしている。さらに、日本循環器学会との共同や日本脳卒中協会からの移管による循環器疾患情報の収集・登録の実施や、病院と研究所が一体となり脳卒中・脳神経外科医療疫学調査を実施し、脳卒中医療体制の整備に関するエビデンスの創出や、AIを活用した革新的な研究開発に取り組んでいる。</u> <u>このような取組の一環として、第2期中長期目標期間において、研究・開発における特に顕著な成果の創出や成果の期待が認められるものとしては、①体外式連続流型補助人工心臓システム開発及び世界最小・最軽量・高度長期耐久性 ECMO 開発と臨床治験の開始、②脳動脈瘤治療用多孔化カバードステントシステムの開発及び③循環器疾患の至適抗血栓療法の臨床研究を実施などが挙げられる。また、オープンイノベーションシステムを構築し、病院、研究所及びオープンイノベーションセンターを一つ屋根の下に集約したことで、様々な異なる英知・経験を集約させた研究開発を推進させたほか、NCとしてはユニーク</u></p>	<p><u>れた。また、神経難病である視神経脊髄炎の治療においては、IL-6 受容体抗体薬サトラリズマブの国際共同治験に成功し、サトラリズマブの有効性検証に大きな役割を果たした。さらに、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、全国をカバーする拠点病院・協力病院等を組織して、全国縦断的・専門分野横断的な IRUD 診断連携体制を確立した。また PTSD に関して NMDA 受容拮抗薬であるメマンチンを用いた治療研究で一定の成果をあげ、うつ病、摂食障害、薬物依存、睡眠障害、PTSD の認知行動・集団療法等の保険適用を実現し、オールジャパンの大規模精神疾患レジストリを開始するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、精神・神経疾患等の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、精神・神経疾患等克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</u></p>	<p><u>日本で最大数の治験症例を担当するなど HIV 感染症の予防と治療に係る研究開発が期待されている。さらに、新規の B 型肝炎治療候補薬 E-CFP を開発、センター単独で日本と国際特許申請、PCT 各国移行手続を完了、製薬企業への導出を進めており、薬剤耐性 HBV 感染患者の治療に係る研究開発を推進している。また、センター病院においては全国トップクラスの救急搬送受入件数を維持し、救命・救急医療の提供に大きく貢献している。さらに、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に対しては、政府の要請に応じて PCR 検査や陽性患者の受け入れを行った他、全国規模の入院患者の情報を集めたレジストリシステムを立ち上げるとともに、COVID-19 回復患者血漿を用いた受動免疫治療法の基礎を築き、実地臨床に着手するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、感染症その他の疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、感染症その他の疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</u> <u>また、海外における医療の質の向上のため、WHO 等の国際機関や国際協力機構の技術協力プロジェクトとして、従来からの活動領域である女性と子供の健康、感染症対策のみならず、が</u></p>	<p><u>児期までのアレルギー疾患発症予防研究として、離乳早期鶏卵摂取により鶏卵アレルギーの発症が8割減少することをランダム化比較試験で実証した。さらに、診断のつかない難病に対する研究プロジェクト「未診断疾患イニシアチブ（IRUD）」の中心的施設として、全国各地の拠点病院、協力病院からの患者及び家族の臨床情報、検体を解析・研究し、原因不明であった608症例における原因遺伝子を明らかにし、これまでに知られていなかった未知の原因遺伝子を12例に同定した。Psychosocial な研究としては、コロナ禍におけるこどもの生活・健康調査や、父親の産後うつに関する分析を行った研究結果が、社会的にも広く注目されている。医療の提供においては、生後の治療では致死性・重度な障害を残す先天性疾患に対し、救命・予後の改善を目的として子宮内で行う胎児医療を導入するなど、第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、成育に係る疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、成育に係る疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</u></p>	<p><u>保有者の早期検出に有用であることが認められるなど、血液検査でアルツハイマー病変を高い精度で予測し得ることが明らかになった。また、センターが中核を担う認知症の時間軸を踏まえたコホート研究（オレンジレジストリ研究）、バイオバンクと連携させたアジア最大級の質の高い認知症ゲノム情報基盤構築を推進した。令和元年度に開始した多因子介入によるランダム化試験（J-MINT）では、大規模な臨床研究を全国規模で実施することにより、認知症に対する医療提供及び予防に貢献している。第2期中長期目標期間における成果を踏まえると、加齢に伴う疾患の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、加齢に伴う疾患克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</u></p>
---	---	---	--	--	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>しかし、がん患者の生存率は向上しているものの、がん疾患全体の本態解明には至っておらず、希少がんや難治がん、小児がんやAYA世代、高齢者のがん医療の提供に当たり、有効な診断・治療法が開発されていないことから、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究開発を効率よく進めるための環境整備や研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。</p> <p>加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など GNC の分野横断的な</p>	<p>な取組である「かるしお」減塩食推進活動は順調に規模を拡大しているなど産官学等との連携を強力に推し進めている。さらに、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、ロボット支援手術や経カテーテル的弁膜症手術の低侵襲心臓手術の提供、日本で唯一の循環器医療に特化したトレーニングセンターによる教育体制の確立、循環器病対策推進協議会への貢献等の成果や取組を踏まえると、循環器病の本態解明と予防、高度かつ専門的な医療の開発、標準医療の確立と普及、政策提言など、循環器病克服のため、センターが果たしてきた役割は極めて大きい。</p> <p>今後は、これらの取組を一層強化・拡大しつつ、予防医療による発症の遅延化（患者数の減少）や症状の軽減化、加えて循環器病領域においても遺伝性の関与を示す疾患が存在することから、その原因遺伝子の同定や適切な治療法などといった患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズも十分に意識した研究開発の推進が期待される。</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など GNC の分野横断的な領域については、GNC での相互連携が重要である。</p>	<p>現在でも、精神・神経疾患等に対する効果的かつ適切な医療を提供するために、発症メカニズム解明、診断法・適切な治療法の確立を目指した研究を進めているところであるが、今なお、多くの患者は症状、障害を抱えながら社会生活を送っているのが現状である。また、国民の5人に1人が何らかの脳あるいはこころの問題を抱えており、介護者を含め世界的にも社会全体の大きな問題となっている。そのため、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。特に、未診断疾患イニシアチブ（IRUD）代表機関として、難病やゲノム医療の一層の研究</p>	<p>ん対策、医療の質改善、保健人材制度の構築など保健システムの基盤強化に関する技術指導を行うとともに、個別専門家を諸外国に長期派遣するなど、相手国の保健省に対し持続可能な人材育成や感染症対策などについて幅広い助言や日本の外交に資するシンクタンクの活動を行っており、日本の国際保健医療協力の中核として果たしてきた役割は極めて大きい。</p> <p>センターは、今般の COVID-19 のほか、多様な新興・再興感染症による健康危機に備え、感染症危機対応のための体制と人材育成の強化に加え、臨床、国民啓発、政府政策支援、国際協力など幅広い領域で主導的な役割を果たすため、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した研究開発の推進が期待される。</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。</p> <p>加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など GNC の分野横断的な領域については、GNC での相互連携が重要である。</p>	<p>しかし、成育に係る疾患については、新たに原因不明の疾患が判明するなど本態解明には至っていないため、国際共同研究、ゲノム情報を活用した研究・治療など、センターには患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズを十分に意識した疾患原因の解析や診断法、治療法の研究開発の推進が期待される。</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。</p> <p>加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など GNC の分野横断的な領域については、GNC での相互連携が重要である。</p>	<p>また、センターではロボットの实証研究を行い、医療・介護の現場や生活の場で活用する介護ロボットの開発・実用化を促進しているが、実際の適用に至る前の段階に止まっており、現場のニーズを踏まえつつ十分な実地検証を実施した上で社会実装を目指す他、フレイル（加齢や慢性疾患による生活機能低下）の予防及び介入などにより、要介護の大きな要因である運動器障害などの認知症の要因を減らすこと等、患者や社会のニーズ、医療上及び経済上のニーズをも十分に意識しつつ、先制医療や新たな医薬品や診断・治療方法の開発、医療機器の開発が推進される社会の実現に貢献することが期待される。これ</p>
--	---	---	---	--	--



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>領域については、6NC での相互連携が重要である。</p> <p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、がん領域についてがんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等に基づいた研究開発、個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発や免疫療法や遺伝子治療</p>	<p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>また、現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、生活習慣病領域について個人に最適な糖尿病等の生活習慣病の重症化予防方法及び重症化後の予後改善、QOL 向上等に資する研究開発、AI 等を利用した生活習慣病の発症を予防</p>	<p>発展を図っていく必要がある。</p> <p>また、これらの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。</p> <p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、精神・神経疾患領域については、可視化技術導入等による慢性疼痛の機序解明、定量的指標の確立、QOL の向上に資する治療法や画期的な治療法開発に向けた研究や、精神・神経疾患</p>	<p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>また、現在及び将来の我が国において社会課題となる、新興・再興国際感染症に対応する即応力を含めた総合的な研究体制構築、ゲノム医療を含む国内の様々な病原体に関する情報共有や感染症に対する国際的なリスクアセスメントの推進、</p>	<p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・高齢化社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>現在及び将来の我が国において社会課題となる疾患分野として、成育領域については、周産期・小児期から生殖期に至るまでの心身の健康や疾患に関する予防・診断、早期介入、治療方法の研究開発を推進することが示されたところである。小児難</p>	<p>らの研究開発を支えるために必要な専門領域が多様化していることから、研究支援に係る専門性を有する人材の確保を図る必要がある。</p> <p>加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など 6NC の分野横断的な領域については、6NC での相互連携が重要である。</p> <p><b>4. 法人を取り巻く環境の変化</b> 世界に先駆けて少子・超高齢社会を迎え、人口構造や疾病構造が急激に変化しつつある我が国においては、健康長寿社会の実現が喫緊の課題となっている。</p> <p>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)においては、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を短縮するためには生活習慣病、運動器系・感覚器系や、老化に伴う疾患、認知症などの精神・神経の疾患への対応が課題となる中、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、罹患しても日常生活に出来るだけ制限を受けず、疾病と共生していくための取組が望まれているとされている。</p> <p>また、国際連合では、2021 年から 2030 年までの 10 年間を“Decade of Healthy Ageing (健康長寿のための 10 年間)”と定め、全世界的な健康寿命延伸に向けた取組の必要性を提言している。さらには、現在及び将来の我が国において社会課題</p>
---	--	---	---	--	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>等をはじめとする新しい治療法の開発を推進することが示されたところである。</p> <p>センターにおいては、がんゲノム情報管理センターに集積されたゲノム情報・臨床情報を革新的な創薬や個別化医療開発の実現のために利活用することが期待される。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>	<p>する新たな健康づくりの方法の確立や、循環器病の病態解明や革新的な予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発等を推進することが示されたところである。</p> <p>さらに、循環器病については、個々の患者に対する適切な医療の提供や循環器病の発症状況や診療状況等の現状の把握に基づいた、予防、医療機関の整備、研究の推進等の循環器病対策が急務となっており、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号。以下「循環器病対策基本法」という。)においても、基本的施策の一つとして、情報の収集提供体制の整備等が挙げられている。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>	<p>の克服に向けて国際連携を通じ治療・診断の標的となり得る分子などの探索及び霊長類の高次脳機能を担う脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明等について推進することが示されている。難病については、様々な個別の難病に関する実用化を目指した病因・病態解明、画期的な診断・治療・予防法の開発に資するエビデンス創出のためのゲノムや臨床データ等の集積・共有化を推進することが示され、脳とこころの健康大国実現プロジェクトに基づく研究助成、G7サミットでの神経変性疾患の克服方針、国際ブレインイニシアチブの発足など、脳とこころの疾患の研究力強化への注目が高まっている。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>	<p>COVID-19 など新興感染症に対する診断薬・治療薬・ワクチン等の研究開発が重要となっている。さらに、国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進及び創薬標的の探索等、予防・診断・治療に資する基礎的研究の推進、将来のアウトブレイクに備えた臨床・疫学等のデータの蓄積・利活用を推進することが課題となっている。</p> <p>さらに、国際社会が目指す「持続可能な開発目標 (SDGs)」の一つとして、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現が掲げられており、我が国としても引き続きこの達成への貢献も視野に入れ、人間の安全保障の理念に基づき、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連技術等の国際展開を推進するとされている。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>	<p>治性疾患に対する遺伝子細胞療法が行われるようになり、一部は欧米で医薬品として承認されている。</p> <p>また、医療機関以外が主体となる心理的・社会的な課題も多く、医療的ケア児も増加していることから、医療連携、福祉との連携、学校や保健所との連携が課題となっており、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号) (以下「成育基本法」という。)においても、関係者は相互の連携を図りながら協力するよう努めなければならないとされている。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>	<p>となる疾患分野として、老年医学・認知症領域についてモデル生物を用いた老化制御メカニズム及び臓器連関による臓器・個体老化の基本メカニズム等の解明、認知症に関する薬剤試験対応コホート構築やゲノム情報等の集積及びこれらを活用したバイオマーカー研究や病態解明等、認知症に関する非薬物療法確立及び官民連携による認知症予防・進行抑制の基盤整備を推進することが示されたところである。</p> <p>加えて、AI、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術とデータの利活用が、産業構造や経済社会システム全体に大きな影響を及ぼしつつあり、とりわけ、健康・医療分野は、これらの技術を活かし得る分野の一つとして、創薬等の研究開発の進展や、ゲノム解析などの技術を活用した新たなヘルスケアサービスの創出等が見込まれている。</p>
---	---	--	--	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき策定された「がん研究10か年戦略」(平成26年3月31日文科科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認)を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、循環器病対策基本法を踏まえ、その目指す姿の実現に向けた積極的な貢献を図るとともに、循環器病対策基本法第12条に規定する循環器病の予防等の推進の取組の一貫として、地域の様々な主体と連携した住民参加型の街づくり・健康づくりへの積極的な参画と発信に取り組むものとする。</u></p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>	<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、循環器病対策基本法を踏まえ、その目指す姿の実現に向けた積極的な貢献を図るとともに、循環器病対策基本法第12条に規定する循環器病の予防等の推進の取組の一貫として、地域の様々な主体と連携した住民参加型の街づくり・健康づくりへの積極的な参画と発信に取り組むものとする。</u></p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>	<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第47号)による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第41条第1項の規定に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成26年厚生労働省告示第65号)を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。<u>加えて、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。</u></p> <p>また、「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定)を踏まえ、自殺予防研究を推進する。</p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>	<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)、を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>また、「平和と健康のための基本方針」(平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定)、<u>「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)を踏まえ、世界の保健課題の取組に貢献するものとする。</u></p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>	<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき策定された「がん研究10か年戦略」(平成26年3月31日文科科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認)を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針(平成29年厚生労働省告示第76号)を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努める。</u></p> <p><u>また、成育基本法に関連する成育医療の推進とその全国的普及にあたり、中心的な役割を担う。</u></p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>	<p><b>5. 国の政策・施策・事務事業との関係</b></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>また、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。</p> <p><b>第2 中長期目標の期間</b> センターの中長期目標の期間は、<u>令和3年4月から令和9年</u></p>
--	--	--	--	---	--



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 近年、同じ臓器のがんであっても、その発生原因、メカニズムなどについては患者の遺伝子変異の性質に応じて様々であるなど、研究の困難性が増している。また、未来型医療を実現するための最先端のがん研究を推進し、診断・治療法の研究開発を効率的かつ早期に実現化するためには、医学のみならず生命科学・工学等の他分野の技術・成果を統合的に研究開発に応用する必要があるため。</p>	<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 世界中の患者が長期間にわたり有効かつ安全な体内植込式補助人工心臓の開発を待ち望むなか、世界をリードする実用性の高い永久使用目的の超小型体内埋込み式補助人工心臓の開発を目指すため、耐久性と抗血栓性を同時に満たす医療機器の開発について、最先端の工学技術を駆使した高度学際的な研究を推進する必要があるため。</p>	<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 筋ジストロフィーや多発性硬化症などの難治性・希少性の高い疾患については、症例集積性の困難さなどから民間企業等が参加しにくいという面があり、他の領域に比べその研究開発は世界的にも遅れている。また、難病等については発症原因・機序等に未解明な部分が多く、治療薬開発等については技術的にも非常に困難であるため。</p>	<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 感染症その他疾患に対する革新的な医療技術の開発は、新たな標的分子の候補を決定することが求められ、そのための機能解析や臨床有用性の評価は技術的に相当な困難を伴い、その成果である未来型医療の展開を目指す取組は世界でも始まったばかりであるため。 また、途上国で蔓延する感染症、生活習慣病等の疾患に対して、医療技術やサービス提供の開発を進めていく際に、その国の社会的・経済的状况と共に、脆弱な医療提供体制を考慮して取り組むことが求められるため。</p>	<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 免疫不全症や先天性代謝異常症等の多くは希少疾病・難治疾患であり、治療の対象となる患者数が極めて少ないことから全国的なネットワーク形成等により患者情報を集約した上、研究開発を多施設共同で取り組む必要がある。また、倫理的な観点からも、これらの疾患に対する診断・治療等に関し我が国におけるコンセンサスを同時に形成していく必要があるという困難な面もあるため。</p>	<p><u>3月までの6年間とする。</u></p> <p><b>第3 研究開発の成果の最大化 その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 研究・開発に関する事項 (1) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>【重要度：高】 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p>【難易度：高】 認知症を含めた加齢に伴う疾患に対する研究開発は、高齢者特有の脆弱性により他の疾患や機能障害を併発しやすいことや、治療法の有効性を評価するための、臨床的・疫学的ランダム化研究あるいはモデル動物による評価系の構築が困難であることなど、その先制医療や予防を実現するための研究開発において多様な課題を抱えているため。</p>
--	---	--	---	--	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human (ヒトに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための<u>グローバルスタンダードになり得る</u>診断・治療法の研究開発</li> <li>・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発</li> <li>・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究</li> <li>・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。</li> </ul>	<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human (ヒトに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発</u></li> <li>・ <u>病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発</u></li> <li>・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発</li> <li>・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究</li> <li>・ <u>住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づくAIによる未来予測・予知医療の具現化</u></li> </ul> <p>に取り組むなどして、重点的な</p>	<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human (ヒトに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。</p> <p>さらに、<u>精神・神経疾患、筋疾患、発達障害、物質依存症や嗜癮行動、認知症疾患等の研究開発への応用を目指し、脳機能に関わるゲノム、再生、免疫、変性等の生命現象の機能解明や、様々な疾患を対象にした発症メカニズムの解明等のための基礎的な研究と治療法の開発を推進するとともに</u>、国内外の医療機関、研究機関、関係学会等のほか、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りながら、関係者の支援・人材育成、研究成果の普及を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用</u></li> <li>・ <u>多発性硬化症、視神経脊髄炎、プリオン病及び難治性てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発、標準治療法の確立に向けた研究</u></li> </ul>	<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human (ヒトに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。また、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力局、研究所、<u>臨床研究センター</u>の連携を基盤としながら、国内外の保健医療機関、研究機関、学会、民間等との共同研究の一層の推進を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、<u>薬剤耐性菌</u>に対する革新的な<u>予防・診断・治療法</u>の研究開発</li> <li>・ <u>総合病院機能を基盤としたHIV感染症、肝炎をはじめとする肝疾患（以下「肝疾患」という。）、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法</u>の研究開発</li> <li>・ <u>国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への</u></li> </ul>	<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human/ First in Child (ヒト/子ども)に初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、<u>センター内外の診療部門、治験・臨床研究支援部門</u>や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免疫不全症や<u>小児がんをはじめとする難治性疾患に対する</u>遺伝子治療等の<u>先進的治療</u>に関する研究開発</li> <li>・ <u>小児難病等</u>に対する再生医療の研究開発</li> <li>・ 食物アレルギー等アレルギー一疾患の発症予防法の確立に関する研究開発</li> <li>・ 小児が服用しやすい薬剤、<u>小児慢性特定疾患に対する治療法及び小児肺高血圧、小児多動症等</u>の研究開発</li> <li>・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究</li> <li>・ <u>不妊症・不育症に対する研究開発</u></li> <li>・ <u>子どもや青年を生物・心理・社会的 (biopsychosocial) に捉える</u></li> </ul>	<p>① 重点的な研究・開発</p> <p>センターが担う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</p> <p>また、First in human (ヒトに初めて投与する) 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を強化し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に研究開発を推進する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の先制治療薬、<u>ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング</u>、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び<u>予防策の社会実装</u></li> <li>・ フレイル (虚弱)・ロコモ (運動器症候群) などの老年病に関する診断・予防・<u>治療ケア等のための基礎・臨床・疫学・ゲノム・工学研究</u></li> <li>・ <u>高齢者感覚器疾患における再生医療の推進</u></li> <li>・ 2025年問題を見据えた在宅医療や<u>エンドオブライフケア</u>、認知症者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発・<u>政策提言</u></li> <li>・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホートの構築とそれを活用した研究の実施・統合</li> <li>・ <u>前臨床から軽度認知症</u></li> </ul>
---	---	--	--	---	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

	<p>研究・開発を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発</li> <li>・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、<u>認知症、脊髄小脳変性症、統合失調症、うつ病、発達障害、物質依存症・嗜癮行動</u>等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発</li> <li>・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンス（証拠、根拠）に基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究</li> <li>・ 精神保健医療福祉政策に資する、精神・神経疾患等に関する正しい理解と社会参加の促進方策、地域生活を支えるサービス等を提供できる体制づくり等に関する研究</li> <li>・ <u>小児の精神・神経発達、恐怖記憶形成に関する NMDA 受容体等の分子生物学的研究に基づいた発達障害、統合失調症、PTSD などの病態解明と治療に向けた研究</u></li> <li>・ <u>摂食障害、物質依存症・嗜癮行動、PTSD、児童期虐待等の、社会的影響の大きい重度ストレス疾患の、ゲノム、脳画像的基盤の解明と治療開発、社会支援制度に向けた研究</u></li> </ul> <p>に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。</p>	<p><u>取組の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等の<u>レジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノム</u>の解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発</li> <li>・ <u>高齢化等に伴う HIV 感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容</u>解明のためのコホート研究</li> <li>・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発</li> </ul> <p>に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。</p>	<p><u>新たな研究とその社会実装</u></p> <p>に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。</p>	<p><u>(MCI) も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治療と臨床研究の進展</u></p> <p>に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。</p>
--	----------------------	---	--	---	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  がんの本態解明に関する研究、がんの予防法や早期発見手法に関する研究、アンメットメディカル（未充足な医療）ニーズに応える新規薬剤開発に関する研究、患者に優しい新規医療技術開発に関する研究、<u>免疫療法や遺伝子治療をはじめとする様々な医療技術を組み合わせた新たな標準治療を創るための研究、充実したサバイバーシップを実現する社会の構築を目指した研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する普及・実装科学研究</u>に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>21</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>4,900 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>	<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  革新的な医療機器・医薬品の開発、循環器領域・生活習慣病領域における新規治療法の研究開発、革新的な治療法の研究開発、国際展開を踏まえた多施設共同研究の実施と施設のネットワーク化、生活習慣病の予防法の研究開発、より健康的なライフスタイルのための生活習慣改善法等の開発に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>21</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>2,300 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>	<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究、精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究、精神・神経疾患等の新たな予防・診断・治療法の確立や効果的な新規治療薬の開発及び既存治療薬の適応拡大等を目指した研究、均てん化を目指した研究に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>26</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>3,800 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>	<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  感染症その他の疾患の本態解明、疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進、医薬品及び医療機器の開発の推進、医療の均てん化手法の開発の推進、情報発信手法の開発<u>強化、新興国・途上国を含むグローバルな健康・医療の課題に貢献するための実装研究や政策</u>研究に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>26</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>2,100 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>	<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  成育疾患の本態解明、成育疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的な予防・診断、<u>遺伝子治療をはじめとする新たな治療法</u>の開発の推進、成育疾患研究の実用化体制の<u>充実</u>に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>20</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>2,500 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>	<p><b>② 戦略的な研究・開発</b>  加齢に伴う疾患の本態解明、加齢に伴う疾患の実態把握、加齢に伴う疾患に対する予防、診断、治療<u>ケア等のための基礎・臨床疫学・ゲノム・工学研究、</u>開発に取り組む。</p> <p>上記①及び②の研究・開発により、医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に <u>19</u> 件以上あげること。また、<u>中長期目標期間中の</u> 原著論文数については、<u>1,700 件以上とすること。</u></p> <p><b>③ NC 間の疾患横断領域における連携推進</b>  NC 間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC 間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</p> <p>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤</p>
---	--	--	--	--	---



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンク、データベース、共同利用施設（コアファシリティ）の充実、研究管理・研究支援の充実、産官学の連携・ネットワークの充実、臨床導入への出口を見据えた次世代医療開発の推進及び人材育成、倫理性・透明性の確保、知的財産の管理及び活用、国際連携の強化・国際貢献、医療分野のICTの研究及び活用、診療ガイドラインの作成・改訂に資する研究開発及び普及により、研究・開発を推進する。</p>	<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          平成31年4月に設立したオープンイノベーションセンター(OIC)の機能を活用し、同センター内のオープンイノベーションラボ(OIL)にデジタル分野の企業も含め様々な領域の企業の誘致を促進し、センターと企業等が連携を密にし、最先端医療・医療技術の開発で世界をリードするほか、最先端かつ最高水準の技術と設備の積極的な活用を図る等により、画期的な研究成果の実現と診療技術の高度化に取り組む。</p> <p>また、創薬オミックス解析センターの機能整備と、臨床研究の基盤整備、循環器病対策基本法に基づく専門的な循環器病に</p>	<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と、地域での生活に即した治療・ケアの開発、研究所と病院等、センター内の連携強化、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実、人材育成、精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実、バイオバンクの充実等による研究基盤の整備・強化、産官学等との連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、臨床研究機能の強化、倫理性・透明性の確保により、研究・開発を推進する。</p>	<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          臨床研究センターが中心となり、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。ARO(Academic Research Organization)を整備し、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に総合病院機能を活かしつつ積極的に取り組む。特にFirst in human(ヒトに初めて投与する)をはじめとする早期臨床試験の実施数を増やしていく。</p> <p>令和2年のCOVID-19パンデミックの経験から、新興感染症発生時への備えとして臨床情報、感染者検体を収集したバイオバンク・データセンターを整備・運営し、国内の研究開発を支援</p>	<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実とバイオバンクの充実、全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター内の連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の整備、企業等との連携の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、倫理性・透明性の確保、競争的資金を財源とする研究開発、医療分野のICTの活用、First in Human/ First in Child(ヒト/子どもに初めて投与する)試験をはじめとする治験・臨床研究体制の強化により、研究・開発を推進する。</p>	<p>構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</p> <p>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</p> <p>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</p> <p><b>(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</b>          長寿医療に関する研究開発拠点としての開発力の強化、産官連携による長寿工学研究の推進、高齢者のためのロボットの開発普及のための拠点の整備、バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実とバイオバンクの充実、介護予防・重症化防止のための研究開発、高齢者特有の疾患に対する効果的な治療・介護手法等、支える医療の確立、治験・臨床研究推進体制の強化、適正な研究活動の遵守のための措置、知的財産の管理強化及び活用推進、医療機器の開発の推進、国際連携の強化、</p>
--	---	---	--	---	---



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、<u>臨床研究中核病院として ARO</u></p>	<p><u>係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献、遠隔診断・在宅時の診断と治療、リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、知的財産の活用、研究倫理体制の整備・強化と推進、研究支援の強化により、研究・開発を推進するとともに、研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と人的交流の基盤構築を目指すこと。</u></p> <p><u>さらに、住民参加型のまちづくりに積極的に貢献し、住民参加型の実証実験に取り組むことや、住民の健康に関するデータを蓄積、活用し、新しい研究成果に結びつけることを通じて、循環器疾患の予防につなげるための取組を進める。</u></p> <p>特に、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。加えて、<u>ARO (Academic Research</u></p>	<p>また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、<u>ARO (Academic Research</u></p>	<p><u>する体制を整備する。国際共同臨床研究・治験ネットワークの拡充と、日本初シーズの国際展開を加速させる。産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズ等の速やかな実用化を支援する体制を強化する。その中でクリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) 構想を進展させ、各種レジストリデータの薬事承認への活用を検討・促進する。糖尿病などの生活習慣病の予防医学研究及び啓発活動を推進し、また、オンライン診断等の新たな技術も取り入れ、適切な医療に繋げていく。</u></p> <p>また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。</p>	<p>また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制等を強化する。加えて、<u>ARO (Academic Research</u></p>	<p>診療ガイドラインの作成・普及により、研究・開発を推進する。</p> <p>また、臨床研究及び治験を進めるため、症例の集約化を図るとともに、今後も、これらの資源を有効に活用しつつ、臨床研究の質の向上、研究者・専門家の育成・人材確保、臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用、研究不正・研究費不正使用等防止への対応、患者との連携及び国民への啓発活動等への取組など更なる機能の向上を図り、基礎研究成果を実用化につなぐ体制を強化する。</p>
--	---	--	---	--	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><u>(Academic Research Organization) 機能を強化し、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>	<p><u>Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>	<p><u>Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>	<p><u>Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>	<p><u>Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。</u> <u>小児・周産期領域における治験・臨床研究の拠点として成育医療の体制構築や均てん化により成育基本法に関連する良質かつ適切な成育医療の提供に貢献する。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>	<p><u>Organization) を整備するなど、我が国の臨床研究の中核的な役割を担う体制を整備する。</u></p> <p>具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、<u>NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化</u>するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、<u>ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。</u></p> <p>また、運営費交付金を財源とした研究開発と同様に競争的研究資金を財源とする研究開発においてもセンターの取り組むべき研究課題として適切なものを実施する仕組みを強化する。</p> <p>以上の実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備により、中長期目標期間中に、</p>
---	--	--	--	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>First in human (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 <b>130</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>130</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>25</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>63</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>2,400</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>1,530</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続きがん診療連携拠点としての</p>	<p>First in human (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 <b>6</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>13</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>5</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>95</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>3,600</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>300</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続き、脳血管障害と心臓血管病</p>	<p>First in human (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 <b>3</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>10</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>13</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>20</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>850</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>440</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続き医療観察法指定入院医療機</p>	<p>First in human (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 <b>1</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>14</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>26</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>120</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>2,700</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>180</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続き、センター病院では救急を</p>	<p>First in human/ First in Child (ヒト/子どもに初めて投与する) 試験実施件数 <b>3</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>20</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>4</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>160</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>1,600</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>300</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続き総合周産期母子医療センタ</p>	<p>First in human (ヒトに初めて投与する) 試験実施件数 <b>1</b> 件以上、医師主導治験実施件数 <b>6</b> 件以上、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 <b>1</b> 件以上及び学会等が作成する診療ガイドライン等への採用件数 <b>34</b> 件以上、臨床研究(倫理委員会にて承認された研究をいう。)実施件数 <b>1,200</b> 件以上、治験(製造販売後臨床試験も含む。) <b>350</b> 件以上実施すること。また、共同研究の実施件数について中長期計画に具体的な目標を定めること。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用すること。</p> <p><b>【重要度：高】</b> 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であり、研究と臨床を一体的に推進できるNCの特長を活かすことにより、研究成果の実用化に大きく貢献することが求められているため。</p> <p><b>2. 医療の提供に関する事項</b> 病院の役割については、引き続き認知症疾患医療センター、</p>
---	---	--	---	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>中核機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>がんに対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国におけるがんに対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。加えて、<u>希少がん、小児・AYA世代のがんや難治がんなどに対して関係医療機関と連携し、質の高い医療や患</u></p>	<p>の診療を併せ持った病院の特色を生かした高度かつ専門的な医療を提供するとともに、次世代医療の創出を見据えた上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>循環器病に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国における循環器病に対する中核的な医療機関として、<u>ロボット支援心臓手術、ハイブリッド心臓・脳血管手術、経カテーテル手術の先駆的な取組を推進する</u>とともに、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果として、<u>難治性かつ特殊な疾患に対する革新的治療法の開発等</u>を活</p>	<p>関としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえつつ、精神・神経疾患等の専門性を生かしながら、高度専門医療等の提供を行うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国における精神・神経疾患等に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。特に薬物療法など既存の治療法が効かない<u>双極性障害の患者のために、新たな治療方法</u>とし</p>	<p>含む高度な総合診療体制を生かし、高度な先端医療技術の開発を進めつつ、特定感染症指定医療機関及びエイズ拠点病院としての中核機能を担うものとする。</p> <p>また、国府台病院では、肝炎・免疫疾患に関する医療、精神科救急・身体合併症・児童精神医療の機能を担うものとする。これらを果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。加えて、感染症その他の疾患の症例集積にも資するよう総合</p>	<p>一、小児がん拠点病院（中央機関）としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>成育医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提</p>	<p>在宅療養後方支援病院としての機能を果たした上で、都道府県が策定する地域医療構想等を踏まえた高度急性期機能等の医療機能を担うものとする。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>長寿医療に対する中核的な医療機関であり、研究開発成果の活用を前提として、医療の高度化・複雑化に対応した医療を実施することは、我が国の医療レベルの向上に繋がるため。</p> <p>(1) 医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>我が国における長寿医療の中核的な医療機関として、<u>「認知症施策推進大綱」を踏まえ、</u>国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。特に、超高齢化が進む今後を見通すと、<u>認知症とフレイルが最も重要な病態</u>で</p>
---	---	--	--	---	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><u>者個人に最適な治療の提供を推進すること。</u></p> <p>また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>	<p>用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進するほか、<u>重大な循環器疾患に対する抗血栓療法やカテーテル治療等のエビデンスや科学的根拠に基づく低侵襲治療の開発・提供を推進する。</u></p> <p>加えて、日本臓器移植ネットワークにおける脳死臓器提供開始当初から心臓移植の中心的役割を担ってきた移植実施施設として臓器移植法に基づく移植医療を適切に行うこと。</p> <p>また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>	<p>て、先進医療制度を活用した反復経頭蓋磁気刺激装置(TMS)を用いた治療の標準化を目指す。</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）対象者に対しては、研究部門と連携し、退院後の地域生活への安全で円滑な移行を支援する質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>	<p>病院機能を充実させ、質の高い救急医療を提供するとともに特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実にを行うこと。また、<u>新興・再興感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策も行うこと。</u></p> <p><u>HIV感染症の診療については、引き続きエイズ治療・研究開発センター（ACC）において、最新の高度な診療を提供すること。</u>HIV感染症患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々のHIV感染症患者の病態に則した治療を実施し、その治療法について、均てん化に努めること。<u>特に、患者の高齢化に伴う種々の合併症に対応する医療の提供に関し指針を示すこと。新たな検査法や予防法を確立し、新規感染者減少を目指すこと。</u></p> <p><u>外国人居住者や訪日外国人の診療を含む、国際的に開かれた病院機能を充実させること。</u></p> <p><u>肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づく肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号）に従い、肝炎予防、肝炎医療の均てん化及び研究の促進等、肝炎の克服に向けた取組をより一層進めること。</u></p> <p>また、各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>	<p>供を引き続き推進する。</p> <p>周産期・小児医療においては、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の<u>難病・希少疾患</u>や広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供や、慢性期における在宅医療との連携の推進を行うこと。</p> <p><u>合併妊娠症への対応の充実、生殖補助医療の拡充、出生前診断・支援、胎児治療の推進、先天性疾患治療の充実等に取り組むこと。</u></p> <p>小児臓器移植の一層の充実を目指す。特に肝臓移植に関しては、引き続き世界トップレベルの実施件数を維持する。</p> <p>また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>	<p><u>あることから、それらに対する治療及び予防策の提供について重点的に推進する。</u></p> <p>また、病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合</p>
---	---	--	--	--	---



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>	<p>た臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>	<p>た臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>	<p>った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>	<p>た臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>	<p>た臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信すること。</p> <p><b>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</b></p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p><u>また、これに加え、AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むこと。</u></p> <p>医療安全については、<u>同規模・同機能の医療機関との間</u>における医療安全相互チェックを行うこと、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催し受講状況を確認すること、医療安全管理委員会を開催すること、インシデント及びアクシデントの情報共有等を行うことなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努め、医療安全管理体制</p>
--	---	---	--	---	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>の充実を図ること。</p> <p>また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がんと診断された時から緩和ケアの提供を行うこと。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p>	<p>の充実を図ること。</p> <p>患者に対して、急性期から回復期、維持期、再発防止まで、切れ目のない適切な医療の提供を目指し、入院から地域ケアまで一貫した支援を実施する。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p>	<p>の充実を図ること。</p> <p>また、患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、入院時から地域ケアを見通し、地域生活への移行を目指した良質かつ適切な医療の提供を行うこと。</p> <p>重症心身障害児（者）に対して、心身の発達を促す医療及び様々な合併症を予防する総合的医療等、質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p>	<p>の充実を図ること。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、各病院の手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p>	<p>の充実を図ること。</p> <p>子どもの心の問題、児童虐待、発達障害、障害児（者）等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p> <p>上記（１）及び（２）により得られた知見等を基に、各地に設置される認知症初期集中支援チームに対する指導・研修・助言を通じ、認知症の人の早期受療に関する適切な介入を行うことにより受療行動の増加に努めること。</p>	<p>の充実を図ること。</p> <p>認知症患者、家族を支援するための医療体制を構築するとともに、医療と介護の連携を推進すること。</p> <p>高齢者の在宅療養生活を支援し、切れ目のない医療の提供を行うため、モデル的な在宅医療支援を提供すること。</p> <p>患者に対する患者同意取得（インフォームドコンセント）等において、人生の最終段階におけるモデル的な医療の提供を行うこと。</p> <p>「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、手術件数・病床利用率・平均在院日数・入院実患者数等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>上記数値目標の実績について、病院の担当疾患に係る割合を分析すること等により、国立研究開発法人の病院として適切かつ健全に運営を行うための病床規模等を検討すること。</p> <p>上記（１）及び（２）により得られた知見等を基に、各地に設置される認知症初期集中支援チームに対する指導・研修・助言を通じ、認知症の人の早期受療に関する適切な介入を行うことにより受療行動の増加に努めること。</p>
--	---	--	---	---	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんに関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モ</p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モ</p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に関する医療、研究（特に橋渡し研究）及び関係政策を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、教育・研修方法の開発などにより、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モ</p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に関する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日することから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術や国際保健医療施策の推進のため</p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モ</p>	<p><b>3. 人材育成に関する事項</b></p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、長寿医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p> <p>具体的には、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定されることから、国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、センターが担う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレータ</u>など、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</p> <p>高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モ</p>
--	--	--	---	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>デル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を確実に実施する。また、中長期目標期間中に国のがん対策の企画立案又は実施に</p>	<p>デル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに</p>	<p>デル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに</p>	<p>の国内外のリーダーの育成に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに</p>	<p>デル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに</p>	<p>デル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。その一環として、「<u>認知症施策推進大綱</u>」に基づき、認知症サポート医養成研修の修了者数について <u>令和7年度末までに累計16,000人を目指す</u>こと。</p> <p>専門修練医用の研修プログラムの作成など専門修練医制度を整備する。</p> <p>なお、研修等について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p><b>4. 医療政策の推進等に関する事項</b></p> <p>(1) 国への政策提言に関する事項</p> <p>研究、医療の均てん化及び <u>NCの連携によるデータベースやレジストリ整備</u>等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</p> <p>(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、<u>疾患</u>レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに</p>
--	---	---	--	---	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>必要な最新の5年生存率などのデータを整理し、医療の均てん化等を促進する。</p> <p>また、<u>他のがん診療連携拠点病院等への診療に関する支援の役割を担うこと。</u></p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p><u>に、循環器疾患の高度専門医療を担うNCとして、地域の医療機関との連携協力体制の構築をより一層強化するとともに、循環器医療の質の向上と均てん化を目指す。</u></p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>に、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>に、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>国際保健医療協力分野においても、国際機関や国内外の関係学会と連携しつつ、海外の拠点などとのネットワークを強化し、日本の知見の普及を図る。情報発信にあたっても国内外の関係学会、国際機関等と連携しつつ、情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p> <p>また、新感染症の発生に備えるための訓練を毎年1回以上実施</p>	<p>に、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>に、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p> <p>情報発信にあたっては、関係学会等との連携を強化して、診療ガイドラインの作成・普及等に更に関与するものとし、国内外のセンターが担う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく予防、診断及び治療法等について、<u>正しい情報が国民に利用されるようにホームページを活用するなどして、</u>国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p><u>なお、国民向け及び医療機関向けの情報提供の指標としてホームページアクセス件数について、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</u></p> <p><b>(3) 公衆衛生上の重大な危害への対応</b></p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>
--	--	---	---	---	---



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

			<p>施すること。</p> <p><b>(4) グローバルヘルスに貢献する国際協力</b></p> <p><u>健康の社会的決定要因 (Social Determinants of Health:SDH) の知見をもとに、誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成と健康格差縮小のための技術協力活動を総合的に展開すること。</u></p> <p><u>多国間・二国間の保健医療協力等を通じた知識・経験、重要課題に関する政策の情報収集・分析を踏まえ、国、国際機関、新興国・途上国等に対して政策提言を行うこと。</u></p> <p><u>技術協力や政策分析から導き出された研究課題に対し、実践的なエビデンスを創出すること。</u></p> <p><u>「健康・医療戦略」(令和2年3月27日閣議決定)に基づき、相手国のニーズとエビデンスに基づいた医療技術、医療機器及び医療制度の展開を推進すること。</u></p> <p><u>新興国・途上国の保健医療者の人材開発を行い、持続可能な医療提供体制構築を支援すること。</u></p> <p><u>国際機関における日本人のプレゼンスを高めるため、グローバルヘルス人材戦略センター (HRC-GH) において、国際保健政策人材の能力強化を戦略的に推進し、その人材を国際機関等に送り出すこと。</u></p>		
--	--	--	---	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

			<p><u>地球規模の課題解決に資するソーシャルイノベーションや革新的事業の創出を支援すること。</u></p> <p><u>新興・再興感染症など国際的な公衆衛生上の危機対応に国際機関と連携・共同して取り組むこと。</u></p> <p><u>国際機関、企業、NPO 国際的なパートナーシップと連携し、研究、医療、人材育成の基盤となる国際的なネットワークを構築するとともに、我が国の取組について発信すること。</u></p> <p><u>アジア等における臨床試験ネットワークを形成し、国際的な人材育成、EBM、医療技術展開を進めるとともに、国際保健の緊急事態における診断治療開発に取り組むこと。</u></p> <p>上記取組に係る新興国・途上国における女性と子供の健康や疾病対策及び保健システム強化を図るための専門家（ODA 実施者、研究者、コンサルタント等）の派遣及び海外の人材を受け入れる研修については、中長期計画等に適切な数値目標を設定すること。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>経験や人材に乏しい新興国・途上国等に対し、保健医療サービスの提供、公的医療保険制度の構築支援等を実施することは、これらの国々の期待に応えるものであり、「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）における健康・医療に関する</p>		
--	--	--	--	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>	<p>る国際展開の促進に直結するものであるため。</p> <p><b>(5) 看護に関する教育及び研究</b></p> <p>国立看護大学校においては、NCの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理、技術の教授、研究及び研修を行うこと。その際、<u>NCとの連携をさらに進めるとともに、NCのニーズに対応した人材育成を行うこと。</u></p> <p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 効率的な業務運営に関する事項</b></p> <p>業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。<u>働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。</u></p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見</p>
---	---	---	--	---	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、<u>幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る</u>こと。</p>	<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について、費用対効果を勘案しつつ推進し、<u>幅広いICT需要への対応を図る</u>こと。</p>	<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、<u>幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る</u>こと。</p>	<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、<u>幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る</u>こと。</p>	<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、<u>幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る</u>こと。</p>	<p>直し、公表する。</p> <p>また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、適切に取り組むこととする。</p> <p>② NC等の間において、医薬品など<u>これまでの共同調達等の取組による効果を検証し、より効率的な調達に努め、コスト削減を図る。</u></p> <p>③ 後発医薬品の使用をより促進し、<u>中長期目標期間を通じて数量シェアで80%以上とする。</u></p> <p>④ 医薬未収金の発生防止の取組や査定減対策など、適正な診療報酬請求業務を推進し、引き続き収入の確保を図る。</p> <p>⑤ 一般管理費（人件費、公租公課及び<u>特殊要因経費</u>を除く。）については、令和2年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、〇%以上の削減を図る。</p> <p>これらの取組により、中長期目標期間中の累計した損益計算において、経常収支が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <p><b>2. 電子化の推進</b></p> <p>業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、<u>幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図る</u>こと。</p>

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>がんに関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、令和元年7月の建替移転に伴い多額の長期借入が生じているため、借入金の償還を確</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>循環器病に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>精神・神経疾患等に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、第4の1「効率的な業務運営に関する事項」に掲げる取組を着実に実施し、中長期目</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、患者レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、平成30年2月の新外来棟の開棟や令和4年竣工予定の新棟整備事業に伴い多額の長期</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中長期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p> <p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b></p> <p>長寿医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、引き続き運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p> <p>具体的には、企業等との治験連携事務局の連携強化や、疾患レジストリ（登録システム）の充実により、治験・臨床研究体制を強化し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p> <p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b></p> <p>センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p> <p>また、平成30年2月の新外来棟の開棟や令和4年竣工予定の新棟整備事業に伴い多額の長期</p>
--	--	--	---	---	---



国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>	<p><u>実に行うとともに、資金不足にならないよう経営改善に係る取組を進めること。</u></p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>	<p>標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度(令和2年度)比で〇%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。</p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>	<p>標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、中長期目標期間中に、繰越欠損金を第2期中長期目標期間の最終年度(令和2年度)比で〇%削減するよう努める。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。</p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>	<p><u>借入が生じているため、借入金の償還を確実にを行うとともに、資金不足にならないよう経営改善に係る取組を進めること。</u></p> <p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1. 法令遵守等内部統制の適切な構築</p> <p>研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p> <p>また、研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める等「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行</p>
--	---	--	--	--	---

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>	<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>	<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>	<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究及び国際保健医療協力等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p> <p><b>3. エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項</b></p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、エイズ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、HIV感染症に関し、診断及び治</p>	<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>	<p>政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図る。</p> <p>更に、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p> <p><b>2. 人事の最適化</b></p> <p>医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。</p> <p>また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。</p> <p>なお、法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条の規定に基づき作成された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</p>
--	--	--	--	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>3. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務</p>	<p>3. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務</p>	<p>3. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）</p>	<p>療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 89 号）に基づき、HIV 感染症に係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域における HIV 感染症医療水準の向上を図ること。</p> <p>4. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）</p>	<p>3. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）</p>	<p>3. その他の事項（施設・設備整備、<b>情報セキュリティ対策</b>に関する事項を含む）</p> <p>（1）施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p> <p><b>（2）情報セキュリティ対策に関する事項</b></p> <p><u>政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ</u>、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>（3）その他の事項</p> <p>業務全般については、以下の取組を行うものとする。</p> <p>① 的確な評価を実施するため、センターは、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）</p>
---	---	--	---	--	--

国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター
------------	--------------	-----------------	--------------	--------------	--------------

<p>大臣決定)に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>大臣決定)に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>	<p>に基づき策定したこの中長期目標を達成するための中長期計画を策定するものとする。</p> <p>② 決算検査報告(会計検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うほか、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。</p>
---	---	--	--	--	--